

## テロ等対応費用担保特約条項

### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず特定手続用海外旅行保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（責任の始期および終期）第4項各号に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合（以下「テロ等帰国遅延」といいます。）は、同項各号に掲げる事由の直接の結果として、被保険者が負担を余儀なくされた費用を、この特約条項および普通約款の規定に従い、テロ等対応費用保険金として被保険者に支払います。

当会社は、この特約条項により、普通約款第3条（責任の始期および終期）第4項第1号を次のとおり読み替えて適用します。

「（1）被保険者が乗客として搭乗しているもしくは搭乗予定の交通機関または被保険者が入場しているもしくは入場予定の施設に対する第三者による不法な支配、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）または公権力による拘束」

当会社がこの保険契約に基づいて支払うべきテロ等対応費用保険金の額は、保険期間を通じて10万円を限度とします。

### 第2条（テロ等対応費用の範囲）

前条第1項の費用とは、次の各号に掲げるものをいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額および負担を予定していた金額を除きます。

- （1）交通費
- （2）ホテル等客室料
- （3）国際電話料等通信費

被保険者が負担した前項の費用が、当会社が社会通念上妥当と認めた金額、または、次条に規定する保険事故と同等の保険事故に対して通常負担する費用相当額を超える場合には、当会社はその超過額に対してはテロ等対応費用保険金を支払いません。

### 第3条（保険事故）

この特約条項における保険事故はテロ等帰国遅延の発生をいいます。

### 第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた費用に対しては、テロ等対応

費用保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) テロ等対応費用保険金を受け取るべき者（テロ等対応費用保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者に対する刑の執行
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。
- (6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (7) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (8) 第6号以外の放射線照射または放射能汚染

#### 第5条（事故の発生）

保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。次項において同様とします。）は、保険事故が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- (1) 第1条（当会社の支払責任）第1項の費用の発生の防止または軽減につとめること。
- (2) 保険事故発生の日時、場所、費用発生の状況を、保険事故の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (3) 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。

保険契約者または被保険者が当会社の認める正当な理由がなく前項各号の規定に違反したとき、または同項第2号の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当社は、同項第2号の場合は、テロ等対応費用保険金を支払いません。また、同項第1号の場合は防止または軽減することができたと認められる額を、同項第3号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いた残額を費用の額とみなします。

当社は、次の各号に掲げる費用を支払います。

- (1) 第1項第1号の費用の発生の防止または軽減のために要した費用のうちで当社が必要または有益であったと認めたもの
- (2) 第1項第3号の手続のために必要な費用

#### 第6条（保険金の請求書類）

この特約条項にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類とします。

- (1) 当社の定める事故状況報告書
- (2) 公的機関または交通機関の事故証明書
- (3) 第2条（テロ等対応費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書
- (4) テロ等対応費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（テロ等対応費用保険金の請求を第三者に委任する場合）

#### 第7条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当社の支払責任）第1項の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約があるときは、当社は、次の算式によって算出した額をテロ等対応費用保険金として支払います。

$$\begin{array}{l} \text{それぞれの保険契約} \\ \text{のうちもっとも保険} \\ \text{金額の高い保険契約} \\ \text{において他の保険契} \\ \text{約がないものとして} \\ \text{算出した支払責任額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{他の保険契約がないものとして算出した} \\ \text{この保険契約の支払責任額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{他の保険契約がないものとして算出した} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{テロ等対応費用保} \\ \text{険金の支払額} \end{array}$$

#### 第8条（代位）

当社がテロ等対応費用保険金を支払うべき第1条（当社の支払責任）第1項の費用について、被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が被保険者に支払ったテロ等対応費用保険金の限度内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、当社に移転します。

保険契約者、被保険者およびテロ等対応費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

#### 第9条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項の規定を準用します。